

【件名】

インド政府による検疫ガイドラインの改定（入国後7日間の自宅待機等の解除）

【ポイント】

- 10日、インド政府は検疫ガイドラインを改定し、インド時間2月14日（月）午前0時以降にインドに到着する入国者は、入国後7日間の自宅待機及び8日目のRT-PCR検査の受検は不要となります。
- 入国後14日間はセルフモニタリングが求められます。

【本文】

1 10日、インド保健・家庭福祉省は、インドに入国する際の検疫ガイドラインを改定しました。改定後の検疫措置は、インド時間2月14日（月）午前0時から実施されます。

2 本改定に伴い、日本を含む全ての国からの入国者は、1月11日以降の入国者に求められていた7日間の自宅での待機と8日目のRT-PCR検査の受検（及び検査結果のデリー空港ホームページ（Air Suvidha）へのオンライン提出）が不要となります。

2月14日以降に入国される方は、入国後14日間のセルフモニタリング（毎日の体温確認などの自主的な体調管理）が求められます。

なお、2月13日（日）以前に入国された方には、改定前のガイドラインが適用されるため、入国後7日間の自宅待機と8日目のRT-PCR検査受検（費用は受検者負担）及び検査結果のオンライン提出が必要となりますので、御注意ください。

（インド保健・家庭福祉省 入国検疫ガイドライン）

<https://www.mohfw.gov.in/pdf/GuidelinesforInternationalarrivalsupdatedon10thFebruary2022.pdf>

3 インドへの渡航に際しては、出発前72時間以内に検体を採取したRT-PCR検査の陰性証明書の事前オンライン提出が引き続き必要です。また、インド到着時のランダムRT-PCR検査（到着便ごとに2%）は継続されます。5歳未満の児童は、出発前及び到着時のいずれの検査も免除されます（症状がある場合を除く。）。

なお、インド政府が指定する国からの入国者は、陰性証明書又はワクチン接種証明書のいずれかをオンライン提出することが認められますが、現時点では日本はその指定国にはなっていないため、日本からインドへ入国する方は、引き続きRT-PCR検査の陰性証明書の事前オンライン提出が必要となります。

4 インド政府は検疫措置を頻繁に変更しています。中央政府、各州政府ともに今後も急に検疫措置を変更する可能性がありますので、最新情報の入手に努めてください。

5 日本外務省はインドについて「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」の感染症危険情報を発出しています。インドへの渡航を検討されている邦人の皆様におかれましては、渡航の必要性や時期について慎重に御検討ください。

（新型コロナウイルス感染症に関する皆様へのお願い：当館ホームページ）

<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100188620.pdf>

（お問合せ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス：

○領事関連事項 jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関することなど
jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>